市第30号議案関連資料

 建築・都市整備・道路委員会

 令和2年9月9日

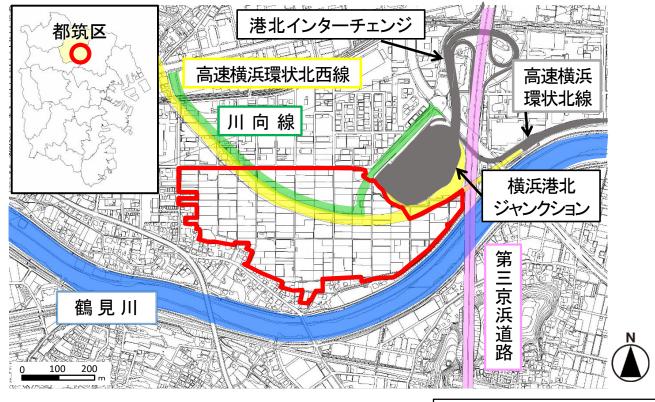
 建
 第

# 横浜市地区計画の区域内における 建築物等の制限に関する条例の一部改正

- 1 都筑川向町南耕地地区地区計画の追加
- 2 その他所要の改正

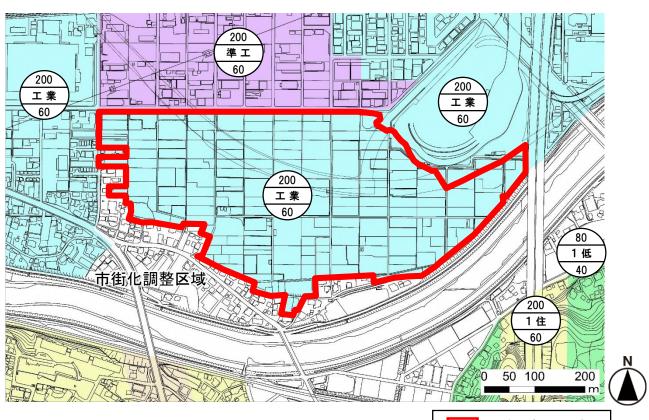
### 1 都筑川向町南耕地地区地区計画の追加

#### 〇位置図



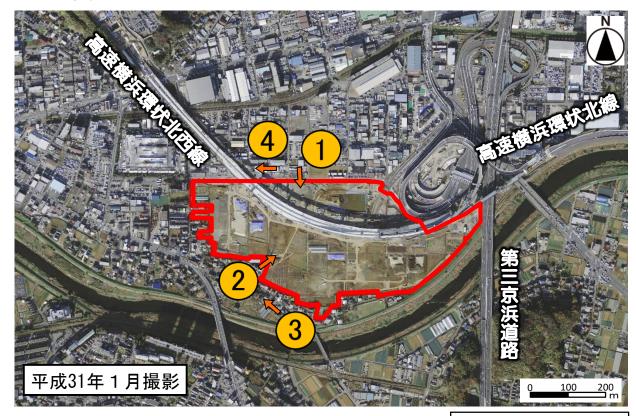
: 地区計画の区域(約20.5ha)

### 〇都市計画図(用途地域)



: 地区計画の区域

# 〇現地写真



: 地区計画の区域



地区内(北側)



地区周辺 (南西側)



地区内 (南側)



地区周辺(北側)

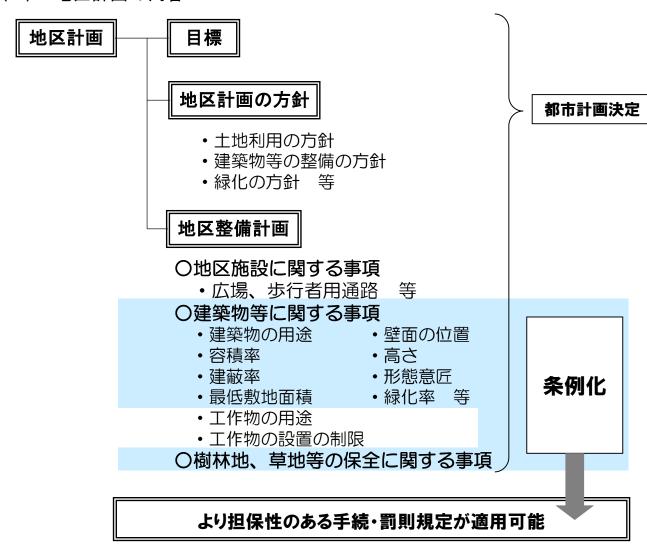
#### 〇一部改正する本条例の概要

#### (1) 地区計画とは

地区の特性に応じて、建築物の用途、高さ、壁面後退距離のほか、広場や歩行者用通路などをきめ細かく定める「地区レベルの都市計画」です。

都市計画法に基づく手続(案の縦覧や都市計画審議会等)を経て、都市計画決定を行います。

#### (2) 地区計画の内容



#### (3) 本条例について

# 地区計画が都市計画決定 新たに当該地区と制限内容を条例に追加

現在市内には条例に位置付けのある地区が105地区あり、本地区の追加がされた際には、条例化された地区は合計106地区となります。

#### 〇地区計画の策定までの経緯

		まちづくりの経緯について					
	平成26年6月	川向町南耕地地区土地区画整理組合設立準備会 設立					
平成30年3月		市街化区域への編入 土地区画整理事業等の都市計画決定 川向町南耕地地区土地区画整理組合設立					
		地区計画の決定等の手続きについて					
	令和元年10月 令和2年4月 令和2年6月18日 令和2年7月3日	都市計画市素案説明会 法定縦覧(令和2年4月3日~4月17日) 都市計画審議会 都市計画決定告示					

#### 〇地区計画の目標

- ・物流拠点の形成を目的とする土地区画整理事業で整備された都市基盤 施設の機能を維持・保全
- ・物流の高度化に対応する適正な土地利用と建築物の整備を誘導
- ・緑豊かで良好な環境の形成を図る

### 〇地区の区分及び土地利用の方針

地区の区分	土地利用の方針			
物流・工業 A地区	インターチェンジ周辺の特性を生かし、首都圏内の物流 ニーズや物流の高度化に対応した物流施設等の立地を誘導			
物流・工業 B地区	する。			
沿道利用地区	商業機能及び物流・工業地区の利用者を支援する業務機能 の立地を誘導するとともに、街区内部や道路沿道に緑化した オープンスペースを設ける。また、雨水調整池を配置する。			
周辺環境調整地区	物流・工業地区の外縁の緩衝帯として周辺市街地と調和 する土地利用を誘導する。			

 0 50 100 200
 : 地区計画の区域

# 〇条例に位置付ける内容

			地区の区分				
			物流・工業 A地区	物流・工業 B地区	沿道利用地区	周辺環境調整地区	
			約9.6ha	約1.9ha	約4.7ha	約4.3ha	
	①	用途の 制限	【建築できるもの】 ・工場※ ・倉庫 ・事務所 ・自動車車庫 ・500㎡以内の店舗・保育所等 ・診療所 ・危険物の貯蔵又に		【建築できないもの】 ・住宅 ・共同住宅、寄宿舎 ・共同住宅、寄宿舎 ・マは下宿 ・マージャン屋、 はちんこ等 ・工場等※ ・老人ホーム、福祉 ホーム等 ・危険物の貯蔵又は 処理に供するもの	【建築できないもの】 ・住宅 ・共同住宅、寄宿 舎又は下行ンと ・エージャンと ・エ場等・エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	敷地面積の 最低限度	$25,000\mathrm{m}^2$	15, 000 m²	200 m² <b>※</b>	125 m²	
建築物等に関する事項	3	壁面の 位置の 制限	道路境界線及び隣地境界線から 5 m以上後退		道路境界線から 1 m以上後退 隣地境界線から 0.5m以上後退 ※	道路境界線及び 地区計画区域の境界 線から 1 m以上後退 隣地境界線から 0.5m以上後退 ※	
	4	高さの 最高限度	1 45m 2 地区計画区域の境界線からの斜線制限 (10+1.5L) m		1 20m 2 北側斜線制限(10+0.6L)m 3 地区計画区域の境界線からの斜線制限 (10+1.5L) m		
	⑤ 形態意匠 の制限	・建築物の形態意匠は、周囲への景観的調和に配慮するため、定量的な制限を定める。 ・屋外広告物は、周囲への景観的調和に配慮するため、定量的な制限を定める。※		・屋外広告物は、周囲への景観的調和に配 慮するため、定量的な制限を定める。			
		2 183124	した形態意匠とする を定める。※ ・駐車場又は駐輪場に	屋外に設ける建築設備等は、周囲に配慮した形態意匠とするため、定性的な制限を定める。※ 駐車場又は駐輪場は、乱雑な外観とならないよう、定性的な制限を定める。		・建築物等の形態意匠及び屋外の広告物は、 周囲への景観的調和に配慮するため、定 性的な制限を定める。	
	6	垣又はさ くの構造 の制限	垣又はさくの構造は生	- Eけ垣、フェンスその(	也これらに類する開放性のあるものとする。		
	7	緑化率の 最低限度	100分の22. 5		100分の15	敷地面積1,000㎡未満 100分の10 敷地面積1,000㎡以上 100分の22.5	

※:適用除外あり :条例に位置付ける内容

# 2 その他所要の改正

建築物等の形態意匠の制限について、基準を明確化するため、所 要の改正を行います。

## 3 施行日

公布の日